

○富山市舞台芸術パーク条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第54号

改正 平成17年9月30日富山市規則第281号

平成20年3月31日富山市規則第49号

平成26年3月31日富山市規則第23号

平成31年3月27日富山市規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市舞台芸術パーク条例（平成17年富山市条例第115号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により富山市民芸術創造センター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山市民芸術創造センター使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を条例第2条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 申請書は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の属する月前3月の初日から当該使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、センターの運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(申請期限の特例等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合の申請書の提出期限は、前条第2項の規定にかかわらず、別に定める。

(1) 公共的な目的のための使用であるとき。

(2) 芸術文化に関する安定した創作又は教育、研究の活動のため市長が特に必要があると認める使用（別に定める施設の使用に限る。）

であるとき。

(使用の承認)

第4条 指定管理者は、センターの使用を承認したときは、富山市民芸術創造センター使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第5条 センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第6条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(附属設備の使用料)

第7条 条例別表の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第7条の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表備考3各号に定める全日使用については、第1号から第4号までに該当する場合を除き、減免しない。

- (1) 市が主催する事業に使用するとき。 全額
- (2) 市が共催する事業に使用するとき。 50パーセント相当額
- (3) 指定管理者が主催する場合で、別に定める事業に使用するとき。
全額
- (4) 指定管理者が共催する場合で、別に定める事業に使用するとき。
50パーセント相当額
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は学校法人が設置する教育研究機関等に属する学生又は生徒が使用するとき。 50パーセント相当額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別

に定める額

2 前項の場合において、冷暖房料金は、同項第1号から第4号までに該当するもの及び市長が特に必要と認めるものを除き、減免しない。

3 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市民芸術創造センター使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第8条第2号に該当するとき。 70パーセント相当額
- (3) 条例第8条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市民芸術創造センター使用料還付申請書（様式第4号）に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

（端数計算）

第10条 第8条第1項及び前条第1項の規定による使用料の減免及び還付の額の端数計算については、条例第6条第1項後段の例による。

（冷暖房期間）

第11条 センターの冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

（使用者等の遵守事項）

第12条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 音楽、演劇、美術、舞踊等の創作又は教育、研究に関する活動以外にセンターを使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこ

と。

- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (5) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第13条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市舞台芸術パーク条例施行規則（平成7年富山市規則第13号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第281号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日富山市規則第49号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日富山市規則第23号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第3号及び様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日富山市規則第9号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

	種別	単位	1回の使用料金（円）
楽 器	第1コンサートグランドピアノ	1台	5,800
	第2コンサートグランドピアノ	1台	3,300
	第3コンサートグランドピアノ	1台	2,200
	グランドピアノ	1台	300
	アップライトピアノ	1台	100
	チェンバロ	1台	1,200
	ティンパニ	1台	100
	バスドラム	1台	100
	コンサートマリンバ	1台	200
	コンサートビブラフォン	1台	100
	シロフォン	1台	100
	チャイム	1台	200
	ドラムセット	一式	100
	ゴング	1台	100
	シンセサイザー	1台	100
	電子オルガン	1台	100
	ヴィオラ・ダ・ガンバ	1台	100
	桶胴太鼓	1台	100
	宮太鼓	1台	200
	舞 台 設 備	リハーサル室平台	一式
舞台稽古場 ^{けい} 平台		一式	4,400
所作台		一式	5,000
ダンス床シート		一式	300
照	Aセット（ボーダーライトのみ）	一式	3,200

明 設 備	Bセット（ボーダーライト、サスペンションライト、水平ライト及びピンスポットライト）	一式	6,600
	Cセット（ボーダーライト、サスペンションライト、水平ライト、ピンスポットライト、フロントサイドライト、シーリングライト及び効果器等）	一式	9,800
音 響 映 像 設 備	舞台 ^{けい} 稽古場音響セット	一式	4,400
	リハーサル室音響セット	一式	6,600
	音声収録再生装置セット	一式	1,000
	音声再生装置セット	1台	100
	映像収録再生装置セット	一式	2,500
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	600
	スライド映写機	一式	300
共 通	コンセント（1キロワット）	1個	100
	保管庫1	1区画	3,200
	保管庫2	1区画	5,400

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 この表において「1回」とは、1日当たりの使用をいう。ただし、保管庫については、1月当たりの使用とする。
- 3 照明設備は、調光及び照明バトンの昇降を伴わない通常照明として使用する場合は、無料とする。

様式第1号(第2条関係)

富山市民芸術創造センター使用承認申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	団体(学校)等の名称	代表者(使用者)氏名	申請番号 ※
	住所(所在地) TEL() —	取扱責任者氏名	

次のとおり富山市民芸術創造センターを使用したいので申請します。

使用施設名	使用年月日	使用時間	附属設備使用明細
	・ ・	～	
	・ ・	～	
	・ ・	～	
	・ ・	～	
	・ ・	～	
使用形態	音楽・演劇・舞踊・美術・セミナー・その他()		
使用人数	人	備考	

備考 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

富山市民芸術創造センター使用承認書

年 月 日

申請者	団体(学校)等の名称	代表者(使用者)氏名	承認番号	様
	住所(所在地) TEL () —	取扱責任者氏名		

次のとおり富山市民芸術創造センターの使用を承認します。

申請番号	使用日時	使用施設	附属設備明細	施設	附属設備	冷暖房	減免	小計

合計	円	備考	
使用形態			
使用人数			

様式第3号(第8条関係)

富山市民芸術創造センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

TEL

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用施設名	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
減免の理由	
※減免額	

備考

- 1 減免の理由を証する書類を添付し、又は学生証等の身分証明書を提示してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

様式第4号(第9条関係)

富山市民芸術創造センター使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)



TEL

次のとおり使用料の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

使用予定施設名	
使用予定日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
還付の理由	
※還付額	

備考

- 1 使用料領収書を添付してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

様式第 1 号 (第 2 条 関係)

様式第 2 号 (第 4 条 関係)

様式第 3 号 (第 8 条 関係)

様式第 4 号 (第 9 条 関係)